## 第 11 号(最終号)令和2年3月 10 日発行 埼玉中部資源循環組合 0493(81)6110



## 埼玉中部資源循環組合は令和2年3月31 ことになりました 日をもって解散する

事業、施設の建設運営等に関する協議の状況、解散に関する事務の内容などをお知らせします。 新ごみ処理施設だより第11号 (最終号)では、組合の設立とこれまでに取り組んだ主な事務

り、 埼玉中部 スタートし、 9つの構成市町村により運営され 、その後に1つの町が加わ、源循環組合は8市町村で

議会、 成市町村は9市町村となりました。組織体系は構成市 会などの識見者や住民代表者等で組織する会議、  $\mathcal{O}$ 事務を共同処理することを目的に設立されました。そ の処理施設の建設及び管理運営並びにこれに附帯する 見町、ときがわ町、東秩父村)の可燃ごみ及び粗大ごみ 町村(東松山市、 村の市町村長による正副管理者会議、建設検討委員 埼玉中部資源循環組合は、 平成27年12月1日に川島町が加わり、 事務局などで構成されました。 桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉 平成27年4月1日に8市 組合の構 組合

## や事業計画書の策定など、 これまで、 必要な準備を行ってきました。業計画書の策定など、施設の建設 組合では地元説明会の開催

携による施設建設のための都市計画決定や周辺の環境 影響評価などの法的手続き、さらには施設の建設等に 建設のための計画策定や現地調査、また、吉見町との連 部資源循環センター施設整備基本設計(案)などの施設 合で取り組んだ主な事務事業は、 (仮称)埼玉中

> 基金の創設などです。 あたり必要な資金を計画的に調達するための施設整備

> > これまでの間、

さまに心より厚くお礼申し上げます。

か、個別訪問なども実施しています 意見等もお聞きするため、 解ご協力をいただくとともに、施設建設についてのご さまには、事業の内容などをより詳しくお伝えし、ご理 また、地権者、建設予定地周辺の住民や事業所等の皆 なお、事業用地の取得や建設工事の発注などのハー 適宜、 説明会を開催したほ

でした
を巡って意見がまとまりま に関する協議が行われましたが、付帯構成市町村の間で施設の建設や運営 せせ せ 付 ん 帯

ド事業には着手していませんでした。

の負担割合が明記されています。 には、組合の設立運営に関する基本事項のひとつとし 成27年2月には組合規約を定めました。その規約の中 に、埼玉中部資源循環組合を設立することを協議し、平 て、ごみ処理施設本体の建設や運営などに必要な費用 当組合の構成市町村は、組合設立前の平成2年12月

にして、副市町村長会議(当組合の構成市町村の副市町 平成29年8月から、新ごみ処理施設整備構想などを基 施設)の建設や運営などに関する協議は、組合設立後の 一方、付帯施設(温浴施設などの地元要望を踏まえた

それを受けて、正副管理者は、7月13日から8月

## 管理者あいさつ

「新ごみ処理施設だより」は、平成26年9月に第1号を発行して



吉見町長 宮﨑善雄

№27年4月に8市町村を構成市町村として設立さ

の皆さまなど多くの方々のご理解ご協力の下、 村議会で解散に関係する議案が可決され、当組合の解散が決定しました。 会議で、「今後組合は解散の方向で協議していく」ことを全会一致で決定しました。その後、すべての構成市町 ましたが、付帯施設の関係で構成市町村間の意見の隔たりが大きく、令和元年8月26日に開催した正副管理者 そのような中で、施設の整備内容や費用の負担方法など、 当組合は地域住民の皆さま、 埼玉中部資源循環組合管理者 みを処理するための新たなごみ処理施設とそれに付帯する施設の整 となりました。 埼玉中部資源循環組合の解散が決定したことから、第11号が最終号 以来、今回で第11号となりましたが、本紙でご報告しているとおり、 備等を検討してきました。 れ、その後に川島町が加わり、9市町村が共同で可燃ごみや粗大ご 当組合は、平 とりわけ地権者はじめ地元の皆さま、組合議会や関係機関・団体 各種事務事業に取り組んできました。お力添えを賜りました皆

さまざまな事項について、時間をかけて協議を重ね

くお願い申し上げます。 地域づくりにつなげていけるよう努めてまいりますので、 推進に取り組んでいます。このようなことから、 かにもさまざまな事務事業で多様に連携するとともに、情報の共有や意見交換などを通じて、効率的な行政の 当組合は令和元年度末をもって解散となりますが、当組合を構成する市町村は近接する位置にあり、このほ 構成市町村のますますの発展と皆さま方のご健勝ご多幸を祈念申し上げあいさつといたします。 組合解散後も、行政の多くの分野で協力し、それらをよりよい 引き続き地域住民の皆さまのご理解ご協力をよろし

結びに、

で決定するという形で協議を行いました。 村長で設置された会議)で案をまとめ、正副管理者会議

どから吉見町で行うべきとの意見が出されました。ま きとの意見などが出され、 量割80%) で負担すべきとの意見と、 運営費と同じ た、運営費の負担割合についても、ごみ処理施設本体の 見と、主に吉見町の住民が利用する施設であることな の、運営については、建設の目的を主に地元対策として 担はごみ処理施設本体の建設費と同じ割合(均等割 いることなどから、 村別に集計し、その割合(利用者割)のみで負担すべ この協議では、付帯施設の建設は組合が行い、その負 % 人口割9%)にすることで意見が一致したもの (均等割5% 建設と同様に組合にすべきとの意 協議を重ねたものの平行線 人口割 15% 利用者を構成市 ごみの搬入

 $\mathcal{O}$ 状態が続きました。

< 中 整  $\mathcal{O}$ た 副 カュ で 町 で 管理者会議に現状を報告することになりました。 。」などといった旨の意見が出され、協議の結果、正 村とも、自治体としての考えをまとめてきているの のため、話し合いには至りませんでした。このような 要望を聞くべきとの意見があり、開催の時期が未調 べきとの意見と、まずは地元説明会を開催して地元 っては組合で建設可能な付帯施設の概要をもってい 合いの場を準備してきましたが、地元へ出向くにあ 極めて重要であるとの考えから、地元の方々との話 また、地元住民との合意形成は施設を建設するうえ 令和元年5月23日に行われた会議では「各構成市 持ち帰って再検討しても変化はないのではない

など、協議が重ねられましたが進展はなく、8月26日 の方向で協議していく」ことが全会一致で決定しまし か。」などといった旨の意見が出され、「今後組合は解散 の会議では、「ここで何らかの結論を出すべきではない に関する構成市町村ごとの基本的な考え方が示される の件について意見が出され、その後の会議では付帯施設 行線であることなどを巡って管理者が辞意を表明し、そ 26日までの間に、4回の会議を開催しました。7月 の会議では付帯施設に関して構成市町村の意見が平

継することなどが協議されました。 事務を進めること、解散後に残された事務は吉見町が承 令和2年3月31日に解散することをひとつの案として 11月9日に開催された正副管理者会議では、当組合は、 さらに、この決定を受けて令和元年10月5日及び

## る諸 構成市町村議会で、組合の解散に関 議案が可決されました す

その組合の解散に関係する議案の議決が必要となりま す。このことから、すべての構成市町村議会の令和元年 る場合は、地方自治法の規定により、構成市町村議会で、 特定の事務を行っている団体(一部事務組合)を解散す 12月定例会などで関係議案が審議され、 埼玉中部資源循環組合のような市町村等が共同して 可決されまし

議会で可決されたことを受けて、

令和2年2月6日に吉見町議会議場で、

決されました。

○組合議会で審議された議案(その1)

# ○構成市町村議会で審議された議案(その1)

「埼玉中部資源循環組合の規約変更について」

について」

当組合は、

構成市町村で協議してよいかをはかる議案です。 などを定めるのに必要な組合の規約を変更することを 当組合が解散した場合に、残された事務の引継ぎ方法

調整基金に一定の現金を保有しているほか、

覧」のと

吉見町役場農政環境課

TEL

0493(63)5017お問い合わせください。

※令和 2 年 4 月以降は吉見町役場へ

編

集後記

0

上

吉見町が承継することが決定しました。

あ 務 行

判

の被告となっており、現在継続中です。このような事

構成市町村の中のいずれかの団体で行う必要が 組合解散後も必要経費を構成市町村が負担した

います。また、当組合は組合の事務に関することで裁

ます。また、年度の決算事務は、その年度の翌年度に

# ○構成市町村議会で審議された議案(その2)

案も可決されています を構成市町村で協議してよいかをはかる議案です。 「埼玉中部資源循環組合の解散及び財産処分について」 当組合が解散するにあたっての財産処分の方法など 体の数の減少及び同委員会の規約変更について」の議 また、「比企広域公平委員会を共同設置する地方公共

寸

数の減少及び同委員会の規約変更について」

○組合議会で審議された議案(その2)

たは率を参考に返還します。

た後は、



令和2年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会

主な補正は次のとおりです。

基金繰入金

8 3 3,

872千円の増額

000千円)を、構成市町村

の資金

た

事

務は吉見町が承継します

玉中部資源循環組合解散後

に

残

つ

でなければ支払いができない、いわゆる未払金が発生

当組合が解散後、電話代やコピー料金など、翌月以降

返還可能な額

東松山市

桶川市

滑川町

嵐山町

小川町

人件費

施設整備費

事務管理費等

入

○組合議会で審議された議案

(その3)

「令和元年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算

(第2号) について」

今回の補正の主な内容は、

# 比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体か

# ら当組合が脱退する議案です。

の条例はこれらの基金を廃止する議案です。なお、廃止 設等にあたり必要な資金を計画的に調達するため、 部資源循環組合施設整備基金条例を廃止する条例制定 要な議案の審議が行われ、関係するすべての議案が可 に関する諸議案が可決されました埼玉中部資源循環組合議会でも、 設整備基金を設けて、一定の額を貯蓄してきました。こ 「埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例及び埼玉中 「比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体 回埼玉中部資源循環組合議会定例会が招集されまし 今回は当組合の解散に関する諸議案が構成市町村 返還可能な額を、構成市町村が負担した額ま 財政運営を継続して円滑に行うため財政 当組合でも解散に必 令和2年第 施設の建 施 0) のは 計上していますが、その中で特に大きい割合を占めて は率を参考に返還します。 いるのが、構成市町村からの負担金の返還金848, 00千円です。この額を構成市町村が負担した額また の借り入れを取り止めたことによる減額です。 返還します。 を合わせた額 おりです。 ·一般管理費 歳 事業債 施設整備費 般会計に計上されている予算のうち、 般会計に繰り入れるものです。この繰入金とすでに 令和元年度に予定していた事業に充てるため ※構成市町村ごとの返還金は「返還予定額一 施設整備のためなどに基金に積み立てていた現金を 一般管理費では総務費に関係するさまざまな予算を 出 335,800千円の減額 8 4 8,

976千円の増

していた業務内容の変更、 に関する予算を計上していますが、解散を踏まえ、委託 への積み立てを取り止めたことなどによる減額です。 施設整備費では、主に令和元年度に実施予定の事業 ※組合設立から解散までの5年間で支出した主なも 「負担金の主な支出項目(見込み)」のとおりです。 予定していた事業及び基金

涯

の友となりました。この仕事を通じて、私たち職員が 貫重な経験であり、そこで苦楽を共にした仲間は生

たものは大きく、

今後に生かしていきたいと思って

ず。

ありがとうございました。

皆 事

で意見を出し合い、

力を合わせて事務を進めたこと

務を担当してきました。新しいことずくめでしたが、 職員8名で設置され、主に組合のスタート段階での 当組合の事務局は、埼玉県及び構成市町村

からの

派

遣

は

## 現金を構成市町村に返還するためのものや予定してい た事業を取り止めたことによる減額となっています。 基金などに保有している

川島町

吉見町

ときがわ町

東秩父村

合 計

返還予定額

241, 229, 800

203, 681, 600

56, 272, 800

56, 080, 000

90, 368, 000

委託料

合

負担金の主な支出項目(見込み)

電話代、電算機器リース料等

計

職員給料、議員報酬等

### (単位:

82, 694, 400

60, 734, 200

39, 724, 200

### 17, 215, 000 848,000,000

### (単位:円) 343, 020, 872

### 162, 903, 044

41, 159, 942

547, 083, 858